

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和4年4月29日から）

遵守事項

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 大会参加や練習試合等の対外交流は、全県域での参加・交流を認めるものとする。
ただし、感染が拡大している地域との交流は控えるなど、柔軟な対応をすること。
- 休日に活動する場合は、午前又は午後のみ活動とすること。
ただし、練習試合等を実施する場合はこの限りではないが、できる限り短時間での活動とすること。その際に、やむを得ず昼食をとる場合は、場所、間隔等に十分配慮すること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は、集団で飲食等をしないよう、指導を徹底すること。